

公益財団法人いきいき埼玉一般競争入札（事前審査型）執行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、公益財団法人いきいき埼玉（以下「財団」という。）が発注する物品の調達等（物品の購入、修繕及び製造請負をいう。以下同じ。）、業務委託及び物品の賃借契約に係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 一般競争入札の対象とする業務は、原則として執行予定価格（単価契約にあつては全体の執行予定価格をいう。以下同じ。）が10,000千円以上の場合に実施するものとする。（以下「対象業務」という。）

2 前項の規定にかかわらず、一般競争入札に付することが適当でないと認める場合は、他の契約方法によることができるものとし、執行予定額が前項に定める金額未満であっても、一般競争入札に付することが適当と認める場合は、一般競争入札を実施することができるものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者の資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- （3）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- （4）埼玉県の商品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分に格付けされるとともに、公告において必要とされる業務に関して申請登録している者であること。
- （5）公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- （6）埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。

(7) 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- ア. 対象業務に対応する業種の発注標準額の業者区分
- イ. 対象業務に対応する業種の格付け、数値表による区分
- ウ. 一定の基準を満たす同種・類似業務の履行実績
- エ. 対象業務に配置予定の技術者
- オ. その他必要と認める事項

(公告)

第4条 理事長は、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告するものとする。

(公告内容等の決定)

第5条 対象業務の執行伺いを所掌する課長は、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を入札参加資格審査委員会（物品購入等指名業者選定委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り決定する。

(公告の方法)

第6条 公告は、様式第1号により県民活動総合センター内に掲示するほか、財団ホームページその他の方法で行うものとする。

(参加資格の確認)

第7条 入札参加希望者は、入札の公告で指定する期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2-1号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式第2-2号）を添付し、課長に提出しなければならない。

2 前項に定める資料の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録等の状況（様式第3号）
- (2) 同種業務の実績調書（様式第4号）
- (3) その他指定する事項（様式第5号）

3 課長は、一般入札参加資格等確認申請書及び一般競争参加資格等確認資料を受理したときは、收受印を押印した一般競争参加資格等確認申請書（写し）の返却をする。

4 第1項により提出された申請書及び資料（以下本項においては「提出書類」という。）は次のとおり取扱うものとする。

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出書類の提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は、返却しない。

- (3) 提出書類は、入札参加資格審査以外には使用しない。
- (4) 提出書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認めない。

(参加資格の審査)

第8条 課長は、入札参加希望者の参加資格について、入札参加資格等審査調書（様式第6－1号）を作成し、入札参加資格審査委員会に諮り、入札参加資格者を決定する。

入札参加資格審査委員会の設置は、物品購入等指名業者選定委員会設置要綱に準じ、結果については、事務局に報告する。

- 2 理事長は前項で決定された入札参加資格者に対して、一般競争参加資格等確認結果通知書（様式第6－2号）を発行するものとする。

なお、参加資格が「なし」と決定した者については、その理由を付して通知するものとする。

- 3 参加資格が「なし」と決定した者は、異議があるときは、参加資格の有無の再確認を求めることができるものとする。
- 4 参加資格の有無の再確認が終了しなければ、入札を執行することができないものとする。

(業務内容等)

第9条 仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「仕様書等」という。）は、入札参加希望者は財団ホームページからダウンロードすることにより入手することができるものとする。

(仕様書等に関する質問及び回答)

第10条 一般競争入札参加資格等確認結果通知書において、参加資格が「あり」の通知を受けた者（以下「入札参加者」という。）で、仕様書等に関する質問がある場合は、質疑書（様式第7号）により、受付期間内に理事長あて、ファクシミリで提出するものとする。

- 2 入札参加者に共通する質疑及び回答は、質疑回答書（様式第8号）により入札参加者全員に周知するものとする。

(現場説明)

第11条 現場説明会は、原則として実施しないものとする。ただし、希望があり財団が必要と認める場合は、現場見学会を実施する。

(入札保証金)

第12条 入札参加希望者は、見積金額の百分の五以上の額の入札保証金の納付を行わなければならない。ただし、次の掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 入札参加希望者が保険会社との間に財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) その他前号に準ずる場合であると、理事長が認めるとき。

2 入札保証金は、入札後、還付請求書（様式第9号）に基づきこれを還付するものとする。ただし、落札者の入札保証金は、落札者について納付すべき契約保証金があるときは、これに充当するものとする。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者に係る入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、還付しないものとする。

(入札執行者等)

第13条 入札執行者は、総務部長又は総務部長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札に当たって、他の職員にその執行を補助させることができる。

(入札の準備)

第14条 入札執行者は、入札の執行に適切な場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について、十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札に先立ち、当該入札に付する対象業務の予定価格の封書、くじその他入札執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札金額積算内訳書)

第15条 入札参加者から、初度入札時に入札金額積算内訳書を提出させるものとする。

(入札の執行)

第16条 入札執行者は、あらかじめ通知した時間になったときは、開始を告げ入札参加者を順次入室させ、対象業務の名称及び場所を読み上げるものとする。

- 2 入札執行者は、入札前に一般競争入札参加資格確認結果通知書（写）を提出させ確認することにより、入札参加者が参加資格者であることを確認するものとする。
- 3 前項の確認終了後の入札参加は認めないものとする。
- 4 一般競争入札参加資格等確認結果通知書（写）を提出した者であっても、入札時点において参加資格がない者の入札参加は認めないものとする。
- 5 入札参加者は、1 業者 1 人とし、入札執行途中での退室は認めないものとする。
- 6 入札は、代理人をして行わせることができる。この場合、入札執行者は、入札前に委任状（様式第 11 号）により代理人であることを確認しなければならない。
- 7 入札は、入札書（様式第 10-1 号）に必要事項を記載させ、記名押印の上、封書にして、入札箱に投入させなければならない。
- 8 入札に参加する者の数が 1 者であっても、入札を執行するものとする。

（入札の取りやめ等）

第 17 条 入札執行者は、入札参加者が連合し、又は妨害、不正行為等により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（入札の辞退）

第 18 条 入札執行者は、入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取扱うものとする。

- 2 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式第 12 号）を提出させる。
- 3 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。

（入札書の書替等の禁止）

第 19 条 入札執行者は、入札参加者がいったん投入した入札書の書き替え、引換え又は撤回をさせてはならない。

（開札）

第 20 条 開札は、入札書の提出後直ちに当該入札場所において、入札者の立会いのもとに行わなければならない。

- 2 前項の開札の場合、入札参加者の立会いを欠いたときは、当該入札事務に

関係のない職員を立ち会わせなければならない。

- 3 入札執行者は、開札を宣した上、直ちに入札書を開封し、その適否の審査を行わなければならない。
- 4 入札執行者は、開封した入札書を入札価格順に整理するものとし、予定価格の封書を開封して、入札価格との対比を行わなければならない。
- 5 開札の結果は、開札終了後、入札価格の低いものから順次その入札者及び入札価格を発表するものとする。

(入札の無効)

第21条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- 2 入札者の押印のない入札書による入札。
- 3 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札。
- 4 金額の訂正のある入札書による入札。
- 5 押印された印影が明らかでない入札書による入札。
- 6 入札に参加する資格のない者がした入札。
- 7 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札。
- 8 代理人で委任状を提出しない者がした入札。
- 9 他人の代理を兼ねた者がした入札。
- 10 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札。
- 11 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札。
- 12 明らかに談合によると認められる入札。
- 13 虚偽の一般競争参加資格確認結果通知書（写）を提出した者がした入札。
- 14 その他公告に示す事項に反した者がした入札。

(再度入札)

第22条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札したものがいないときは、直ちに再度入札を行うものとする。

- 2 再度入札は、2回までとする。
- 3 再度入札に参加することができる者は、前回の入札に参加した者に限る。ただし、前回の入札において、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(不調時の取扱い)

第23条 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいない場合は、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとし、希望者から見積書(様式第10-2号)を提出させるものとする。

(落札者の決定)

第24条 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定し、様式第13号により通知するものとする。

(契約の確定)

第25条 契約は、理事長から委任を受けた者と、契約の相手方が契約書に記名押印したときに確定する。

(その他)

第26条 この要領に特別の定めがない事項は、公益財団法人いきいき埼玉財務規程によるものとする。

附則

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

契約名 _____

一般競争入札（事前審査型）公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人いきいき埼玉一般競争入札（事前審査型）執行要領（以下「要領」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、要領の規定によるものとする。

年 月 日

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

記

1 対象業務概要等

（1）業務名

（2）場所

（3）期間

（4）概要

（5）入札手続の方法

2 入札に参加できる者の形態

3 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書（様式 2-1 号）に一般競争入札参加資格等確認資料（様式 2-2 号）を添付し、持参のうえ 2 部提出すること。

（1）提出期間

年 月 日（ ）から 月 日（ ）まで
受付時間 時～ 時

（2）提出場所

4 入札執行の日時等

入札執行の日時等は次のとおりとする。

ただし、変更する場合は、財団ホームページ等で案内する。

(1) 入札日時

年 月 日 () 時 分

(2) 入札場所

5 入札参加資格

本業務の競争に参加するのに必要な資格とは、次に挙げる条件をすべて満たし、かつ入札参加資格審査委員会に諮り資格があると認められたものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始の決定を受けている者を除く。
- (4) 埼玉県の商品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分に格付けされるとともに、公告において必要とされる業務に関して申請登録している者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加資格停止等の措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (6) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (7) 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。
 - ア. 対象業務に対応する業種の発注標準額の業者区分
 - イ. 対象業務に対応する業種の格付け、数値表による区分
 - ウ. 一定の基準を満たす同種・類似業務の履行実績
 - エ. 対象業務に配置予定の技術者
 - オ. その他必要と認める事項

6 入札

参加資格の有無の確認

- (1) 要領に基づき入札執行前に確認し、年 月 日 () までに通知する。

(2) 入札参加資格の有無の再確認

参加資格がない旨の通知を受けた者は、年 月 日 () 時までに、書面によ

り再確認を求めることができる。再確認の結果は、 年 月 日 () 時までに回答する。

7 仕様書等

仕様書、特記仕様書その他入札金額の見積に必要な図書（以下「仕様書等」という。）は、埼玉県県民活動総合センターにて配付する。

8 仕様書等に関する質疑

仕様書等に関する質疑がある場合は、次のとおり質疑書（様式第7号）を提出すること。

(1) 受付期間

年 月 日 () から 月 日 () まで
受付時間 時～ 時

(2) 受付場所

質疑書をファクシミリにより提出すること。

埼玉県県民活動総合センターFAX番号 048-728-0000

(3) 質疑に対する回答

質疑書に対する回答は、入札参加資格者全員にファクシミリにて回答する。

回答日時 年 月 日 () 時まで

9 現場説明会

開催しない。

ただし、希望があり財団が必要と認める場合は、現場見学会を実施する。

10 入札に関する注意事項

(1) 入札書（様式第10-1号）に記載する金額

金額は消費税を含まないものとし、契約締結時に消費税を加算する。

(2) 入札金額積算内訳書

要領第15条の規定による。

(3) 入札回数

ア 再度入札は2回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退（様式第12号）

要領第18条の規定による。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札者の押印のない入札書による入札
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ウ 金額の訂正のある入札書による入札
- エ 押印された印影が明らかでない入札書
- オ その他要領第21条に該当する入札

(6) その他

- ア 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。
- イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより決定する。
- ウ 入札に参加する者の数が1人の場合であっても執行する。
- エ 入札を公正にできないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

1.1 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。

- ア 入札参加希望者が保険会社との間に当財団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間（ 年4月1日から 年3月31日まで）の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。

- ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに公益財団法人いきいき埼玉が指定する口座に振り込むものとし、振込口座については別途通知する。
- イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。

- (3) 上記（1）のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

- ア 提出方法
原則として当該保険証券を入札場所に持参する。

- イ 提出期限
入札日時の開始前まで。

- (4) 上記（1）のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を過去2年間（ 年4月1日から 年3月31日まで）の間に数回以上すべて誠実に履行したものについて、その契約書及び仕様書の写しを一般競争参加資格確認申請書に添付すること。

- (5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

1 2 支払い方法

1 3 この公告に関する問い合わせ先

公益財団法人いきいき埼玉 ○○○担当

電話番号 0 4 8 - 7 2 8 - ○ ○ ○ ○

FAX 番号 0 4 8 - 7 2 8 - ○ ○ ○ ○

1 4 その他

本件入札については財団ホームページで公示している。

<財団ホームページアドレス>

公益財団法人いきいき埼玉 <https://www.iki-iki-saitama.jp>

一般競争入札参加資格等確認申請書

年 月 日

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

住所

商号又は名称

代表者名

印

入札公告に示された下記業務の一般競争入札参加資格等確認資料を添えて入札参加資格等の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 に該当しない者、及び埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置を受けていない者であること並びに記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

1 公告年月日

2 業務名

3 業務場所

4 申請内容

(1) 入札保証金の減免に関する希望 (する ・ しない)

(2) 減免事由

ア 入札保証契約

イ 契約履行実績

ウ その他

5 連絡先

(1) 担当者所属・氏名

(2) 電話番号

(3) F A X 番号

一般競争入札参加資格等確認資料

商号又は名称

代表者名

印

1 登録等の状況（様式第 3 号）

別添のとおり

2 同種業務の実績調書（様式第 4 号）

別添のとおり

3 その他指定する事項（様式第 5 号）

別添のとおり

登録等の状況

商号又は名称 _____

項目	内容
埼玉県物品買い入れ等 に係わる入札参加者 名簿登録状況	商号又は名称
	代表者の役職名
	代表者名
業種区分 〇〇に関する業務 大分類 小分類	登録番号
	登録年月日
	格付け
	埼玉県内事業所所在地

(証明書類を添付すること)

添付する証明書類

- ・法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書の写し
- ・物品等競争入札参加資格 登録申請受付票の業種区分と審査結果通知書の写し

同種業務の実績調書

商号又は名称 _____

1. 一定基準を満たす業務等の履行実績

国・地方公共団体	名 称		
	発注機関		
	場 所		
	契約金額		
	期 間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注内容等		

注) 1 過去 5 年間の業務等の履行実績について記入し確認資料添付すること。
(契約書・仕様書等の写し)

その他指定する事項

商号又は名称 _____

項 目	内 容

入札参加資格等審査調書

業務名：

1 審査内容

申請者名称			
入札参加資格要件	適	否（理由： ）	
資格者名簿への登載	適	否（理由： ）	
指名停止中でない	適	否（理由： ）	
資格審査数値及び格付	適	否（理由： ）	
所在地（埼玉県内）	適	否（理由： ）	
都道府県知事への登録	適	否（理由： ）	
	適	否（理由： ）	
	適	否（理由： ）	
	適	否（理由： ）	
	適	否（理由： ）	

2 審査結果

申請者名称	結果
審査内容	

注記 1 審査項目は、適・否のいずれかに○印を付し、否の場合はその理由を記載すること。

注記 2 必要のない審査項目は抹消し、必要に応じて適宜審査項目を追加する。

年 月 日

入札執行担当課長

公益財団法人いきいき埼玉
入札参加資格審査委員長

一般競争入札参加資格等の審査結果について

下記業務の一般競争入札参加資格について、別紙のとおり参加資格等を確認したので、申請者あて通知してください。

記

- 1 業務名
- 2 入札日
- 3 委員会開催日
- 4 参加資格 次のとおり

(1) 参加資格がある者

申請者名	代表者又は 代理人氏名	住 所	電話番号	入札保証金の 取り扱い

(2) 参加資格がない者

申請者名	代表者又は 代理人氏名	住 所	電話番号	入札保証金の 取り扱い

一般競争入札参加資格等確認結果通知書

様

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

貴社が先に申請した下記業務について、入札参加資格を審査した結果
入札参加資格（ あり ・ なし ）と認めましたので、通知します。

公 告 日	年 月 日
入 札 日	年 月 日
件 名	
入札参加資格 「なし」と認めた 理由	

- 入札参加資格の有無の再確認を求めることができます。

- 再確認申請先
公益財団法人いきいき埼玉 理事長
- 受付期間
年 月 日まで
- 受付時間
時から 時まで

質 疑 書

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

住所

商号又は名称

代表者名

印

_____に関して、次のとおり、不明な箇所がありますので質問します。

図面番号 又は 仕様書頁	質 疑 内 容

い 埼 第 号
年 月 日

質 疑 回 答 書

様

公益財団法人いきいき埼玉
担 当

_____に関して、次のとおり質疑がありましたので、回答します。

質疑内容	
図面番号 又 は 仕様書頁	

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

印

入札保証金について、下記のとおり、還付請求します。

口座番号

入 札 書

1 業務名

2 場 所

3 金 額 _____ 円

入札説明書、仕様書等により本件の内容を熟知したので、公益財団法人いきいき埼玉契約書（案）及び一般競争入札執行要領に従い入札します。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名

印

上記代理人

氏名

印

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

（注意事項）

- 1 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 金額は、消費税を含まないものとする。

様式第10-2号

見積書

- | | |
|---|-----|
| 1 | 業務名 |
| 2 | 場 所 |
| 3 | 金 額 |

入札説明書、仕様書等により本件の内容を熟知したので、公益財団法人いきいき埼玉財務規程、契約書（案）及び一般競争入札執行要領に従い見積ります。

年 月 日

住所

商号又は名称

代表者名 印

上記代理人
氏名 印

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

(注意事項)

- 1 金額は、算用数字で記入し、頭部に¥を付記すること。
- 2 代理人による入札の場合の印は、代理人印のみでよいこと。
- 3 金額は、消費税を含まないものとする。

様式第 1 1 号

委 任 状

私は、
印 を代理人と定め、下記に関する
入札（見積）の一切の権限を委任します。

記

1 業務名

2 場所

年 月 日

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

住所
商号又は名称
代表者名

様式第12号

入 札 辞 退 届

年 月 日付けで入札公告された業務について、下記により入札を
辞退します。

記

1 業務名

2 場所

3 辞退理由

年 月 日

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

住所

商号又は名称

代表者名

印

様式第13号

い 埼 第 号
年 月 日

様

公益財団法人いきいき埼玉
理事長

(公印省略)

契約者の決定及び契約の締結について（通知）

下記の入札（見積合わせ）の結果、貴社を落札者と決定しましたので通知します。
ついては、別添の契約書に記名押印の上、速やかに提出してください。

記

1 業務名

2 業務場所

3 入札(見積)年月日